令和4年11月24日変更 令和4年6月27日

(名称) 横芝光町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

横芝光町地域内フィーダー系統確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

横芝光町では、自家用車の普及、少子高齢化、人口減少等の社会情勢に伴い、不 採算性から町内の路線バスはすべて廃止され、また利用率が低かった廃止代替バス も令和3年9月30日をもって路線廃止した。現行、町補助の循環バスを運行して いるが、町からの財政負担も大きく公共交通の維持が非常に厳しい状況である。

一方で、高齢者をはじめとする自動車等の移動手段を持たない住民にとっては、 通院・通学、買い物等の日常生活の移動手段として利用されており、公共交通が担 う役割は、高齢化社会の進展により、今後ますます大きくなっていくものと考えら れる。

また、町内循環バス(町内バス)は高齢者を主とした交通弱者の移動を確保し、交通空白地域の解消を図ることを目的としているが、速達性や定時性が大きな課題となっている。

さらには利用者の高齢化から、バス停までの移動が困難な者への対応が新たな課題となっている。

このような状況を踏まえ、横芝光町では、平成26年12月から地域公共交通確保維持事業を活用し、横芝光町地域公共交通会議において策定した横芝光町地域公共交通運行計画に基づく新たな公共交通として乗合タクシーを導入した。

また、令和4年3月策定の地域公共交通計画においても継続して、公共交通網の維持・活性化を支援する公共交通体系の構築といった課題に取り組んでいるところであり、今後も地域公共交通確保維持事業を活用し、町の目指す公共交通体系の将来像「より便利で、より公平で、より効率的な公共交通」を実現することを目的とする。

【必要性】

横芝光町の生活交通ネットワークを確保するためには、町民ニーズを十分に把握 し運行計画等に反映していくことが必要であるとともに、運行開始後も公共交通を 取り巻く環境の変化に対応する必要があり、高齢者等地域住民の通院、通学、買い 物等の地域内の生活交通の要である循環バス(町内バス)及び乗合タクシーについ ては、地域公共交通確保維持事業などを活用し、安定的に確保・維持していくこと が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【利便性の高い地域公共交通ネットワークの維持に関する目標】

- 乗合タクシーの利用率 現状値 3.5%→目標値 6.0%
- 乗合タクシーの年間利用者数 現状値 11,298 人→目標値 17,500 人
- ・利用者の乗合タクシーに対する不満の割合 現状値 13.9%→目標値 7%
- 乗合タクシーの予約不成立数 現状値 1,981 件→目標値 1,000 件

【安心・安全に移動できる交通環境の提供に関する目標】

・バリアフリー車両の導入数 現状値0台→目標値4台

【将来に渡って持続可能な公共交通サービスの提供に関する目標】

- 乗合タクシーの収支率 現状値 9.7%→目標値 12.0%
- ※目標値は『令和8年度』のもの。 (地域公共交通計画112~114ページ参照)

(2) 事業の効果

循環バス(町内バス)・乗合タクシーの運行を維持することにより、高齢者等が日常生活を送る上で必要不可欠となる地域内の移動手段が確保されることに加え、町内の生活交通ネットワークが連携することにより、効率的な公共交通体系が実現できる。

また、誰もが外出しやすい公共交通環境を整備することにより、町内の交流活動が促進され、地域の活性化に寄与することが可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町広報紙や各戸チラシ配布、公共交通マップの作成等による周知(横芝光町)
- ・北側地区の交通システムの転換(横芝光町・事業者)
- 予約の取り易さ向上(横芝光町・事業者・オペレータ委託業者)
- ・ 運行区域の拡大の検討 (横芝光町・事業者)
- ・需要に対応した配車台数の見直し(横芝光町・事業者)

(地域公共交通計画 110~111 ページ参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

横芝光町から運行事業者への費用負担については、単価(日当)を定め、運行日数に応じて支払っており、運賃収入、回数券販売収入及び国庫補助金を各運行事業者から納入いただいている。

なお、一部町外乗入を行う匝瑳市及び山武市からの費用負担はない。

- 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- ・有限会社横芝タクシー
- 房総自動車有限会社
- 両総観光株式会社
- 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
 - ※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため記載せず。
- 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため記載せず。
- 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため記載せず。
- 11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

- ※該当なし。
- 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
 - ※車両を取得しないので記載せず。
- (2) 事業の効果
- ※車両を取得しないので記載せず。
- 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
 - ※車両を取得しないので記載せず。
- 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

討	を当なし
20.	協議会の開催状況と主な議論

【横芝光町地域公共交通会議】 平成23年12月20日(第1回)	・会長・副会長選任について ・循環バスの現状と課題について
平成24年8月6日(第2回)	・今後のスケジュールについて・横芝光町町内循環バス利用者アンケート調査結果について
平成25年2月19日(第3回)	・山武市乗合タクシーの概要について・今後の取組及びスケジュールについて・横芝光町の現状と課題について・横芝光町の公共交通の導入イメージについて
平成25年6月25日(第4回)	て ・地域意見交換会の開催について ・町民意見交換会の実施結果について ・横芝光町地域公共交通の基本方針(案)に ついて
平成25年11月26日(第5回)	・横芝光町の導入形態について ・横芝光町公共交通運行計画(案)について ・利用促進について
平成26年5月19日(第6回)	・導入スケジュールについて ・会長・副会長の選任について ・横芝光町地域公共交通運行計画の変更に ついて
平成26年6月26日(第7回)平成27年6月16日(第8回)	・生活交通ネットワーク計画の策定について ・会長の選出について ・横芝光町公共交通の利用状況について ・横芝光町地域公共交通運行計画の変更に ついて
平成27年12月10日(第9回)	・生活交通確保維持改善計画について ・横芝光町公共交通の運行状況について ・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業 評価について ・町内循環バスの運行について
平成28年5月30日(第10回)平成28年6月20日(第11回)	・町内公共交通の運行について・町内循環バス バス停の休止について・会長・副会長の選任について・横芝光町公共交通の利用状況について・横芝光町地域公共交通運行計画の変更について
平成28年12月14日(第12回)	・生活交通確保維持改善計画について・横芝光町公共交通の利用状況について・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
平成29年6月2日(第13回)	・町内循環バス バス停の設置及び運行ルー
平成29年6月27日(第14回)	トの変更について ・横芝光町公共交通の利用状況について ・横芝光町地域公共交通運行計画の変更に ついて
	・生活交通確保維持改善計画について

平成29年12月12日(第15回)	・横芝光町公共交通の利用状況について ・町内循環バス停留所の移設および運行ルー トの一部変更について
	・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
平成30年6月28日(第16回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
	・横芝光町地域公共交通運行計画について ・生活交通確保維持改善計画について
平成30年11月26日(第17回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
1/200 - 1 1/1/201 (3 /1/10)	・町内循環バス停留所の移設および運行ルー
	トの一部変更について
	・地域公共交通確保維持改善事業に係る
	事業評価について
令和元年6月26日(第18回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
	・横芝光町地域公共交通運行計画について
	・生活交通確保維持改善計画について
令和元年11月26日(第19回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
	· 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業
	に係る事業評価について
令和2年6月23日(第20回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
	・横芝光町地域公共交通運行計画について
△和○左○日○○日(佐 01 日)	・生活交通確保維持改善計画について
令和2年9月29日(第21回)	・横芝光町公共交通実態調査について ・横芝光町廃止路線代替バスについて
令和2年12月18日(第22回)	・横芝光町公共交通実態調査に係る調査
	・
	・地域公共交通確保維持改善事業に係る
	事業評価について
	・町内小中学生を対象とした成田便の無
	料運行について
令和3年3月18日(第23回)	・横芝光町公共交通実態調査を踏まえた
	横芝光町地域公共交通計画の概要案に
	ついて
	・廃止路線代替バスの路線廃止について
	・生活交通確保維持改善計画について
令和3年6月29日(第24回)	・横芝光町公共交通の利用状況について
	・横芝光町地域公共交通運行計画について ・生活交通確保維持改善計画について
 令和3年8月31日 (第25回)	・生活交通唯体維持以書計画について・横芝光町地域公共交通計画(案)及び公共
	交通運行計画(案)について
	・住民説明会の開催概要(案)について
令和3年11月22日(第26回)	・町内循環バス大総・栗山循環線のルート
, , = = (2) =	変更について
令和3年12月23日(第27回)	・横芝光町地域公共交通計画(案)について
	・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業
	評価について
	・横芝光町地域公共交通運行計画の変更に
	ついて

令和4年3月4日(第28回)	・横芝光町地域公共交通運行計画の変更に ついて
 令和 4 年 6 月 2 7 日(第 29 回)	・横芝光町地域公共交通計画の策定について ・横芝光町公共交通の利用状況について
	・横芝光町地域公共交通計画について ・生活交通確保維持改善計画について
令和4年11月24日(第30回)	・横芝光町公共交通の利用状況について・横芝光町地域公共交通計画について・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
	・生活交通確保維持改善計画の変更について ※会議において承認が得られた。

21. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画の策定にあたり、アンケート調査や住民説明会、パブリックコメント等を実施し、町民ニーズを把握した上で計画の改善を実施している。

また、協議会メンバーには「町民又は利用者の代表」として、公共交通の利用率が高い高齢者や女性の団体から複数の委員を選出している。

22. 協議会メンバーの構成員					
日本					
関係市区町村	横芝光町企画空港課				
交通事業者・交通 施設管理者等	千葉交通株式会社 (一社) 千葉県バス協会 有限会社横芝タクシー 房総自動車有限会社 両総観光株式会社 (一社) 千葉県タクシー協会 東日本旅客鉄道株式会社 千葉交通労働組合 千葉県山武警察署				
地方運輸局 関東運輸局千葉運輸支局					
その他協議会が必要と認める者	日本大学理工学部交通システム工学科教授 1人 町議会議員 3人 町民又は利用者の代表 5人 横芝光町商工会 1人 町職員 2人				

【本計画に関する担当者・連絡先】

 (住 所) 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

 (所 属) 横芝光町企画空港課企画政策班

 (氏 名) 平山 里香

 (電 話) 0479-84-1279

 (e-mail) kikakuko@town. yokoshibahikari. lg. jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

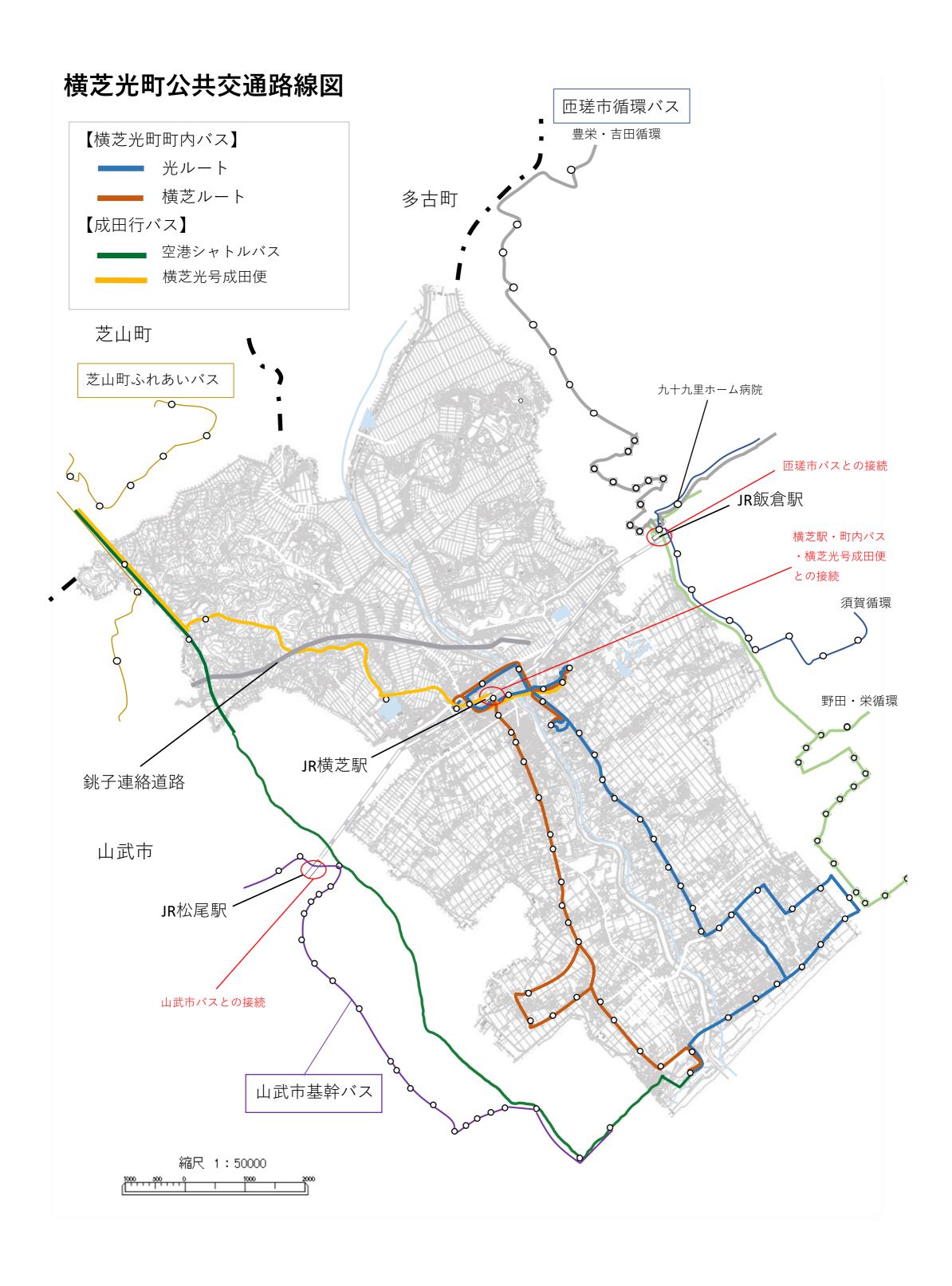
変更後

→ 令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			- 系統	計画	計画	増継	運送継続		地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	進特例措置		運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	有限会社横芝タ クシー	横芝光町デマンド(乗 (1) 合)タクシー(町内全域・ 一部町外施設)		町内全 域・一部 町外施 設		往 km 復 km	293日	6904回			区域運行	②(2)	JR横芝駅・町内バス・横 芝光号成田便・匝瑳市 及び山武市バスとの接 続	3
1# 44 de m	房総自動車有限 会社	横芝光町デマンド(乗 (2) 合)タクシー(町内全域・ 一部町外施設)		町内全 域・一部 町外施 設		往 km 復 km	293日	3767回			区域運行	②(2)	JR横芝駅・町内バス・横 芝光号成田便・匝瑳市 及び山武市バスとの接 続	3
│横芝光町 │匝瑳市 │山武市	両総観光株式会 社	横芝光町デマンド(乗 (3) 合)タクシー(町内全域・ 一部町外施設)		町内全域・一部町外施設		往 km 復 km	293日	3767回			区域運行	②(2)	JR横芝駅・町内バス・横 芝光号成田便・匝瑳市 及び山武市バスとの接 続	3
		(4)				往 km 復 km	В	回						
		(5)				往 km 復 km	B	回						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



市区町村名横芝光町

(単位:人)

	(キロ:バ
	人口
人口集中地区以外	22,075
交通不便地域等	2,388

交通不便地域等の内訳

(週个便地攻守の内訳		
人口	対象地区	根拠法
2,388	牛熊地区、谷台地区、木戸台地区、小堤地区、寺方地区、小堤地区、寺方地区、取立地区、曾根合地区、新井地区、宝米地区、市野原地区、二又地区、傍示戸地区、小川台地区、富下地区、台地区、小田部地区、鳥喰上地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
横芝光町地域公共交通計画	令和4年3月15日	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方 運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

